

東京都北区いじめ防止基本方針

平成29年7月1日

東京都北区

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1. いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2. いじめの定義	2
(1) いじめとは	
(2) 子どもとは	
3. いじめに関する基本的認識	3
(1) いじめの防止に向けた組織的な対応	
(2) いじめの適切な把握	
(3) いじめについての適切な理解と指導	
(4) 学校、家庭、地域、関係機関との連携・協働体制の構築	
4. いじめ防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの適切な対処	
(4) いじめの再発防止	
(5) 保護者の役割について	
(6) サブファミリーを基盤とした学校、家庭、地域、関係機関との連携	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	6
1. いじめの防止等のために北区が実施すべき施策	6
(1) 東京都北区いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 東京都北区いじめ問題対策委員会の設置	
(3) 北区サポートチームの運用の強化	
(4) 基本的施策	
2. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	12
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校いじめ対策委員会の設置	
(3) いじめの未然防止のための方策	
(4) いじめを早期発見するための方策	
(5) いじめに対処するための方策	
(6) いじめ問題対応マニュアルの活用	
3. 重大事態への対処の方策	14
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告	
(3) 重大事態への対処	
(4) 調査の実施	
(5) 調査結果の提供及び子どもへの説明	
(6) 再調査	
(7) 再調査の結果を踏まえた措置等	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	17

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、場合によっては、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「東京都北区いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」）第12条及び東京都北区いじめ防止条例（以下、「条例」）第11条の規定に基づき、北区（以下、「区」）・学校（小中学校及び特別支援学校「幼児部及び高等部を除く」）・保護者・区民及び関係機関が一体となっていじめの問題の克服のために取り組むよう、区が地域の実情に応じて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 北区 City of Kita

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

私たちは、いじめが子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす人権侵害であることを認識し、いじめが行われなくなるように全力で取り組まなければならない。そのためには、子どものみならず、全ての人々が「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、互いに協力しながら、それぞれの役割や責任を果たす必要がある。あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、いじめやこれに類する行為の根絶に努めなければならない。

いじめの防止等のための対策の推進に関する基本理念として、条例第3条において、以下のとおり示している。

- ・全ての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- ・子どもが、いじめの問題に関する理解を深め、いじめを行わず、いじめが行われていることを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすること
- ・いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、互いに協力して、いじめの問題を克服することを目指して行動し、いじめその他これに類する行為のない地域社会を実現すること

本区におけるいじめの防止等のための対策は、この基本理念の実現に向けて推進する。

2. いじめの定義

(1) いじめとは

「いじめ」について、条例第2条は次のように定義している。

「子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍している等その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。」

これは、法第2条第1項の次の定義を踏まえたものである。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

この条文について、国の「いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）」には以下のとおり説明がなされており、区の条例を解釈する際も同様とする。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる 等

(2) 子どもとは

条例では、小学校・中学校・特別支援学校（小学部・中学部）の児童・生徒を対象としているが、その対象の範囲は、以下のとおりである。

- ① 北区内に住んでいる子ども
- ② 北区内の学校に通っている子ども
- ③ 上記のほか、区内に存在する子ども（一時滞在者、通過者など）

東京都知事の管轄下にある都立学校や私立学校など区立学校以外の小学校・中学校の子どもも含まれる。

高等学校及び特別支援学校（高等部）については、法や東京都いじめ防止対策推進条例により、いじめの防止等のための対策に努めることになるが、関係機関の一つとして連携を図っていく。

3. いじめに関する基本的認識

(1) いじめの防止に向けた組織的な対応

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものとして、その未然防止・早期発見・早期対応に努め、また、いじめ解消後についても再発防止に向けて継続的に支援する。いじめ問題を迅速、的確に解決するためには、学級担任が一人で抱え込むようなことがあってはならない。いじめ問題への解決に向けては、そのほとんどの場面で、管理職や生活指導主任、学年主任等の的確な判断と支援が必要不可欠である。よって、管理職のリーダーシップに基づいて、全教職員が協力・支援体制を組み、組織的な指導を行う。

(2) いじめの適切な把握

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(3) いじめについての適切な理解と指導

法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた子どもが、心身の苦痛を感じた場合は「いじめ」に該当すると理解することが求められている。また、いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり、いじめの行為そのものが問題視されるべきである。いじめの背景を的確に考察しながら指導に当たることは当然のこととして、どんな理由があろうとも被害者の立場に立ち、いじめを行った子どもに対して

は、毅然とした指導を行う。また、いじめの指導に当たっては、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。

(4) 学校、家庭、地域、関係機関との連携・協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すことが、いじめの未然防止につながる。いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、対処療法的な対応でなく、子どもに思いやりの心を育み、いじめが起こりにくい集団づくりに取り組む必要がある。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

4. いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的にいじめ問題を克服するためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった組織的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要であり、加えて、すべての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から大切である。

また、これらに加え、あわせて、いじめ問題への取組の重要性について区民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要となる。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どもの些細な変化に気付く力を高める必要がある。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や東京都北区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して子どもを見守っていくことが不可欠である。

(3) いじめへの適切な対処

いじめがあることが確認された場合は、学校は直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。その後、いじめに関係している子どもの話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探るとともに、組織的な対応を行うことが重要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とする体制を整備しなければならない。

(4) いじめの再発防止

いじめは、適切な対処がなされたとしても、時の経過とともに、その形態が変わる形で、再び繰り返されるケースも考えられる。解決が図られた後も、継続して、子どもの様子を見守っていくことが必要である。

また、いじめを行う子どもの中には、自尊感情や自己肯定感が低く、自分より弱い立場の他者に対して向かうケースが見られる。教師は、子ども一人ひとりのよさを生かし、子どもが自分自身を価値ある存在であると認めることができるように、子どもの話を聴く、受け止める、かかわる、よさを見付ける、励ます、褒める、認める、可能性を広げるなどの視点をもって指導に当たることが大切である。

学級においては、教師と子どもの信頼関係及び子ども同士の好ましい人間関係を育てるとともに子どもの理解を深め、子どもが自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるように指導の充実を図る。

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での子どもの相互の人間関係の在り方は、子どもの健全な成長と深く関わっている。子ども一人ひとりが存在感をもち、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりが極めて重要である。

(5) 保護者の役割について

いじめの問題の解決には、家庭が極めて重要な役割を担っている。家庭における保護者の深い愛情や精神的な支え、子どもとの信頼関係に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、子どもがいじめを行わないように、規範意識や豊かな情操を養うように努めなければならない。いじめられている子どもの中には、一見学校では何事もなかったように明るく装うものの、家に帰ると自分の気持ちを吐露しいじめられていることを家族に打ち明けたり、SOSサインを出したりすることがある。日頃から子どもが悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

(6) サブファミリーを基盤とした学校、家庭、地域、関係機関との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、北区学校ファミリー構想におけるサブファミリーを基盤として、区立小中学校間の連携・協力体制を強化するとともに、家庭との連携、幼稚園、保育園、児童館、私立小中学校、特別支援学校、高等学校との連携、自治会との連携、青少年委員や保護司、民生委員・児童委員等との連携を深めることが必要である。

いじめを認知したら、関係した子どもや家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域、関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応しなければならない。

いじめ問題の対応においては、それぞれの校種の入学前の子どもの様子や人間関係の情報等をサブファミリー内で情報交換し把握することが重要である。また、いじめによっては、複数の学校がかかわるケースも見られるので、情報交換等の連携を十分に図る必要がある。

いじめの内容によっては、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合がある。児童相談所や警察をはじめ、関係機関と適切に連携を図るとともに、平素から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報の共有体制を構築しておくことが大切である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項



1. いじめの防止等のために北区が実施すべき施策

(1) 東京都北区いじめ問題対策連絡協議会の設置

区は、条例第13条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他のいじめの防止等に関係のある機関及び団体の連携を図るため、「東京都北区いじめ問題対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）を設置する。連絡協議会は、年1回定例会を開催するほか、必要に応じて開催する。

(所掌事項)

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ・いじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処（以下、「いじめの防止等」という。）のための対策の推進に関する事項
- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

(組織)

協議会は、教育委員会事務局教育振興部長、教育指導課長及び小学校長会、中学校長会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、警察署（赤羽・王子・滝野川）、巣鴨少年センター、北児童相談所、育ち愛ほっと館、保護司会、民生委員児童委員協議会その他の代表により構成される

委員20名以内をもって組織する。

会長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。協議会の委員は、東京都北区教育委員会教育長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 東京都北区いじめ問題対策委員会の設置

区は、条例第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の実効的な推進を図るため、教育委員会の附属機関として、「東京都北区いじめ問題対策委員会（以下、「対策委員会」という）」を設置する。

(所掌事項)

対策委員会は、いじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策について、教育委員会の諮問に応じ、答申する。

対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

また、区立学校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態又は当該重大事態と同種の事態が発生した場合には、教育委員会からの要請に基づき、同項に規定する組織として調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

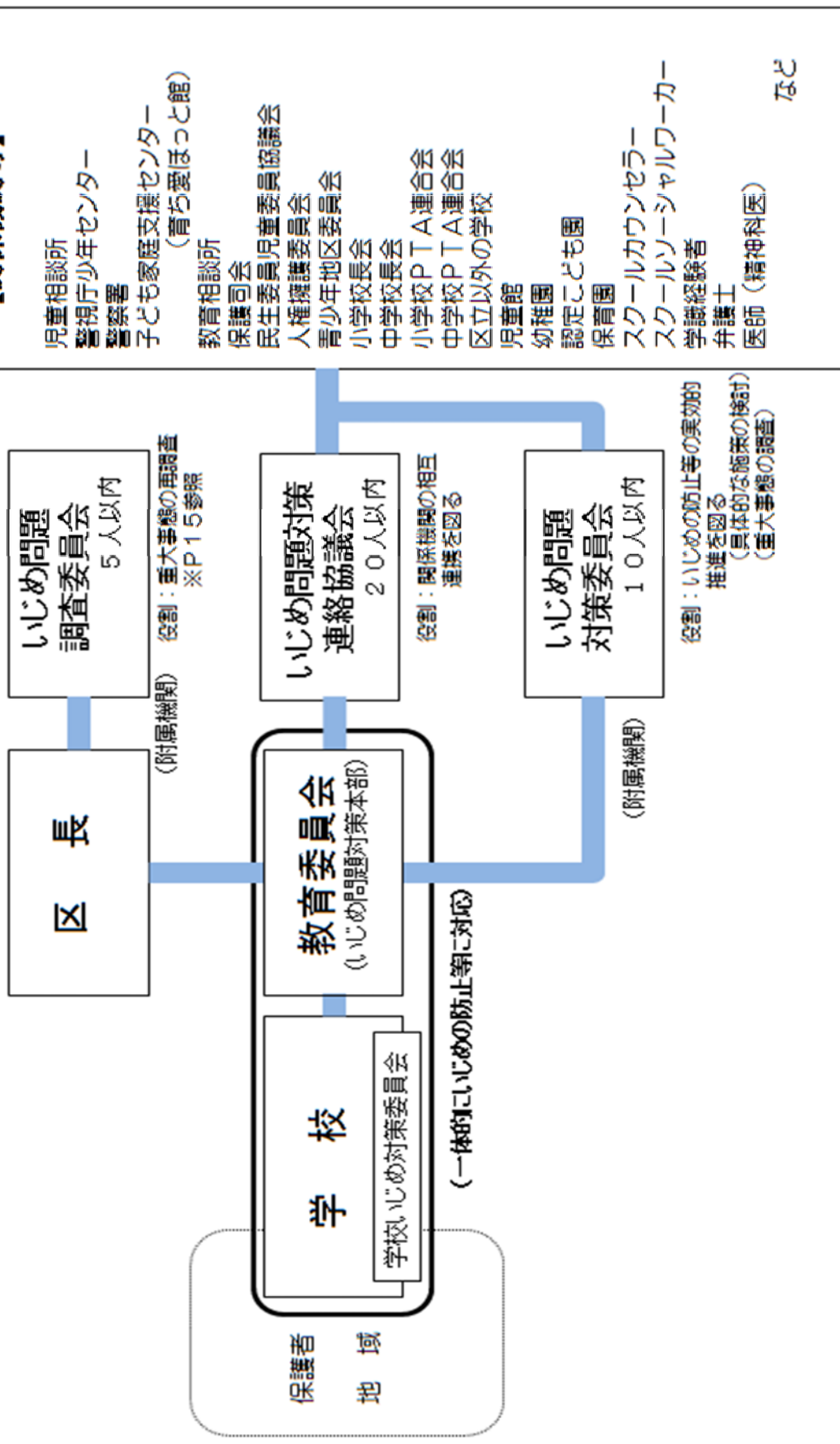
(組織)

対策委員会は、学識経験者及び小学校長会、中学校長会、臨床心理士、社会福祉士、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、民生委員児童委員協議会、人権擁護委員協議会等の代表で構成される委員10名以内をもって組織する。対策委員会の委員は、東京都北区教育委員会が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

対策委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

いじめ防止関係組織図



(3) 北区サポートチームの運用の強化

北区サポートチーム要綱（24北教指第2729号平成24年11月22日教育長決裁）により、教育委員会は、区立学校の児童等のいじめをはじめとした生活指導上の問題（学校だけでは解決が図れない事案や複数の学校にまたがる事案等）について、関係機関と教育委員会が連携して支援する必要があると判断した場合、北区サポートチーム（以下、「サポートチーム」という。）を編制して問題の解決を図る。

サポートチームは、北区教育委員会教育指導課の職員及び北児童相談所、王子警察署、滝野川警察署、赤羽警察署、巣鴨少年センター、子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）、北区保護司会、北区民生委員児童委員協議会、各小中学校の長が指名する者のうちから、当該案件に関係する者をもって編制する。

なお、北区教育委員会は必要があると認めたときは、当該の子どもが通学する学校の教員等、他の者もサポートチームに加えることができる。

(4) 基本的施策

① いじめの未然防止のための方策

○心の教育・人権教育・道徳教育の充実

全ての教育活動を通して、心の教育、人権教育、道徳教育の充実を図る。さらに、心の教育については、北区の子どもの健全育成をめざし、学校関係者、PTA、自治会代表、地域代表、民生委員・児童委員、人権擁護委員及び関係機関の職員等で構成される心の教育推進委員会を組織し、当面する生活指導上の課題解決のための総合的・多面的な対策について協議し、幼児・児童・生徒の健全育成を推進する。また、人権教育、道徳教育とも関連付けて、保護者・地域・関係諸機関との連携を深め、心の教育の推進を図る。

人権教育については、人権教育推進委員会を組織し、北区の全教職員に対して、北区人権教育推進だよりを配付する。また、人権教育研修会を実施し、様々な人権教育推進上の課題や対応について理解を深める。

道徳教育については、学校が選択した道徳の副読本を区立小中学校に配付する。また、道徳教育推進教師研修会を開催し、校内においてリーダーとして道徳教育を推進するための資質・能力の向上を図る。

○体験活動の充実

移動教室、夏季施設等自然体験活動を通して、自然の偉大さや美しさに出合ったり、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得したりすることで、思いやりの心や規範意識を育て、社会性や豊かな人間性の基礎を育む。

○いじめの実態調査の実施

東京都のふれあい月間に合わせて、いじめの実態調査を実施し、いじめの早期発見を図るとともに、必要に応じて適切な指導・支援を行う。

○Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施

Q-Uを実施し、学級集団の状況や子ども一人ひとりの意欲や満足感などを把握し、いじめや不登校などの問題行動の未然防止に役立てる。

○スクールソーシャルワーカーの配置

子どもの家庭環境問題に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して改善に努め、いじめや不登校等の未然防止を図る。

○相談体制の整備

北区立教育相談所に、いじめ110番の窓口を設置し、月曜日から土曜日まで、いじめや不登校をはじめとした様々な相談活動を行う。

○いじめに関する授業の実施

道徳の年間指導計画に基づき、「いじめ」にかかる内容の資料を扱った授業を実施するとともに、東京都教育委員会が作成した「いじめ防止教育プログラム」、映像教材等を活用して、特別活動において、「いじめ」に関する授業を実施する。

○児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

いじめ防止の根絶に向けた児童会や生徒会等による主体的な取組を支援することにより、学校全体にいじめをしない、させない、許さない雰囲気を醸成する。

② いじめを早期に発見するための方策

○スクールカウンセラーの配置

区立小中学校に、スクールカウンセラーを配置するとともに、北区スクールカウンセラーをサブファミリー内の幼稚園や小中学校に巡回させ、活用することにより、幼・小・中の連携を図り、教育相談体制の充実を図る。

○いじめ相談ミニレターの配布

子どもたちが、いじめをはじめとした悩みや心配ごとの相談ができるように、いじめ相談ミニレターを区立小中学校の全ての子どもたちに配布する。

③ いじめに対処するための方策

○北区サポートチームによる支援

いじめの対応が難しくなったり、長期化したりすると予見された事案の報告を受けた場合、必要に応じてサポートチームの当該学校への派遣を検討する。

○学校と家庭の連携推進事業

問題行動等を起こす子どもの立ち直りや関係機関と連携した生活指導体制の構築、及び保護者の子育てに対する不安や悩みの解決等を図るため、家庭と子どもの支援員の活用を図る。加えて、北区広域スーパーバイザーを配置し、個々の学校や地域を超えた課題に対応する。

○懲戒や出席停止

加害の子どもへの指導を継続的に行っても改善が図られず、被害にあった子どもや周囲の子どもの学習や安全が大きく妨げられる場合には、校長による訓告等の懲戒を実施する。

また、教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、加害の子どもがいじめを繰り返す場合には、当該の子どもの保護者に対して出席停止を命じる等、必要な措置を講じる。

④ 関係機関との連携

○サブファミリー内における情報交換の充実

入学前の児童の様子やそれぞれの校種における人間関係等の情報をサブファミリー内での情

報交換を通して把握し、指導に役立てる。

また、いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、家庭、地域社会、児童相談所や警察などの関係機関、幼稚園、保育園、児童館、小中学校、高校、特別支援学校との連携強化や、その他必要な体制の整備を行う。

○学校評議員や放課後子どもプランの関係者等との連携

多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや自治会等に加えて、学校評議員や放課後子どもプランの関係者などにも、協力を依頼するとともに多面的な情報を収集し、いじめの解決にあたる。

○学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが同じ学校に在籍しない場合であっても、学校がいじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

⑤ いじめの防止に向けた教職員の資質・能力の向上

○いじめの防止に向けた研修会の充実

全教職員を対象としたいじめ問題対応研修会を実施するとともに、「いじめ対応」校内研修を区立全小中学校で実施し、いじめ防止の対策について教職員の資質・能力の向上を図る。

○いじめ問題対応マニュアルの活用による対応力の向上

いじめ問題対応マニュアルを区立小中学校の全教職員に配布し、いじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処のための方策について理解を深めるとともに、マニュアルを踏まえて問題の解決に取り組むことにより、その対応力の向上を図る。

○いじめの防止に向けた教職員への指導・助言

いじめの問題を取り扱うに当たって、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの子どもの理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

⑥ ネット上のいじめへの対策

○北区立学校携帯電話・スマートフォンの使い方のルール作成

子どもの健全育成やネットトラブル等の未然防止を図るため、携帯電話やスマートフォンの使い方のルールを作成し、望ましい使い方について、親子で話し合うきっかけとする。

○情報モラル教育についての研修会の充実

情報教育推進担当者連絡会やICT活用研修会を通して、情報モラル教育の研修を実施し、インターネットを通じて行われるいじめの理解やその防止、対応の仕方について学ぶ。

○情報教育アドバイザーの派遣

必要に応じて、情報モラル教育の充実を図るため、情報教育アドバイザーを派遣し、助言や関連資料の提供を行う。

⑦ いじめの防止等の調査研究

○調査研究の推進

いじめの事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた取組等について、いじめ問題対策委員会等と連携して調査研究及び検証を行い、その成果をいじめの防止等の対策に反映さ

せる。

⑧ 啓発活動

○いじめの防止に向けた啓発活動

いじめの防止等への対策を全区的に推進するため、法、条例、いじめ防止基本方針等について、ホームページ等を活用して、広く区民に周知を図る。

○相談制度の周知

いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、子ども、保護者及び教職員に対し、必要な広報、その他の啓発活動を行う。

○保護者に対する啓発と支援

保護者が、法や条例に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識や豊かな情操を養うことができるよう、保護者を対象に啓発活動や支援を行う。

2. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

区立学校は、国の基本方針、東京都の基本方針、北区の基本方針等を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定め、学校のホームページ等で公表する。

なお、その内容としては、おおむね、いじめの防止に向けての基本姿勢、いじめ対策のための校内組織の設置、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組、教育委員会や関係機関等との連携、保護者への連絡と支援・助言、懲戒権の適切な行使、学校評価の実施について記載するものとする。毎年度末に内容を見直し、次年度のものを作成する。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置

区立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、スクールカウンセラー等その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための委員会を置くものとする。いじめに対しては学校が組織的に対応することが重要である。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行う。

(3) いじめの未然防止のための方策

- ① 子どもの「居場所づくり」、「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりに努める。
- ② 人権教育、道徳教育、法教育等を充実し、思いやりの心の育成や規範意識の醸成に努める。
- ③ 分かる授業、全ての子どもが参加・活躍できる授業を工夫する。また、いじめに関する授業を、年間3回以上実施する。
- ④ 異年齢集団間、異校種間の連携を深める。
- ⑤ いじめ問題に対する学校の取組評価をPDCAサイクルで行い、取組内容の検証を行う。
- ⑥ いじめの防止に向けて、年間3回以上の校内研修を行う。うち1回以上、「いじめ防止対策推

進法」第28条に規定されている重大事態の定義等について理解を深める。

- ⑦ 校長を中心とした組織体制を構築し、全教職員が一致協力した体制を確立するため、年度の始めの職員会議等で学校基本方針や学習規律、生活規律の指導の在り方について確認する。
- ⑧ 子どもの不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等の活用を含め全ての教職員がいつでも子どもの相談に応じる体制を整備する。
- ⑨ 学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心掛ける。
- ⑩ 子どもが自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。
- ⑪ 北区立学校の携帯電話・スマートフォンの使い方のルールに基づき、学校や家庭でルールを作成し、ネットトラブル等の未然防止を図る。
- ⑫ いじめに対する学校の取組姿勢を保護者や地域に理解してもらうため、学校だよりや学校ホームページ、保護者会等を積極的に活用し、日頃より学校いじめ防止基本方針等について周知する。

(4) いじめを早期に発見するための方策

- ① 普段から子どもへの態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。
- ② いじめを早期発見するために、年間4回以上（Q-U調査を含む）アンケート等定期的な調査及びその他の必要な措置を講じる。アンケートの保存期間は3年間とする。
- ③ いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる環境を構築する。学級担任等は、年間3回程度、個別に話を聞く機会を設ける。

なお、小学校第5学年の児童及び中学校第1学年の生徒を対象に、毎年度当初にスクールカウンセラーを活用した面接を実施する。

(5) いじめに対処するための方策

- ① 解決への手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。
- ② いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されたりするときは、必要に応じてサポートチームの派遣を教育委員会に要請する。
- ③ インターネットなどを介して行われるいじめの解決には、教育委員会や関係機関と連携し、その解決を図る。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。
- ⑤ いじめられた子ども及びいじめを行った子どもの保護者に対して十分な説明、指導を行う。
- ⑥ 観衆や傍観者に対しても適切な指導を行い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気をつくる。
- ⑦ いじめが解決した状況の後についても、子どもたちの様子を注意深く観察する。

(6) いじめ問題対応マニュアルの活用

いじめ問題対応マニュアルを活用し、いじめ問題の基本的事項やいじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処のための方策について、全教職員で共通理解を図るとともに、組織的に、迅速かつ適切にいじめ問題の解決を図る。

3. 重大事態への対処の方策

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次の以下に掲げる事態にある場合をいう。

- ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

アの「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける子どもが以下のような状況になった場合に着目して判断する。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

イの「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。

ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行う。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、法第30条の規定に基づき、重大事態に迅速に対処するとともに、直ちに教育委員会に以下の内容について報告する。

- ア 被害児童等の氏名・学年・性別
- イ 欠席期間・その他子どもの状況
- ウ 子ども・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合は、その訴えの内容

(3) 重大事態への対処

教育委員会は、学校において重大事態が生じた場合は、発生から7日以内を目安にいじめ問題対策本部を立ち上げ、学校と一体的に当該重大事態に迅速かつ適切に対処するとともに、いじめ問題対策委員会に当該重大事態について事実関係を明確にするための調査を要請する。

なお、重大事態が生じた場合及びいじめ問題対策委員会が調査を行いその報告を受けた場合には、速やかに区長に報告する。

重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会に報告するとともに、被害にあった子どもの保護やケア、スクールカウンセラーによるケア、家庭訪問等を通じたケア、別室での学習、警察への相談、懲戒や出席停止、加害の子どもや保護者へのケア、関係機関との連携等を状況に応じて実施する。

(4) 調査の実施

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査に協力する。

この調査の目的は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応のためのものではない。

ア いじめられた子どもからの聞き取りが可能な場合

当該の子どもはもとより、場合によって、在籍している子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた子どもや情報を提供した子どもを守ることを最優先とした調査実施が必要である。

イ いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合

子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、当該子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

子どもの自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、文部科学省が策定した「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

(5) 調査結果の提供及び子どもへの説明

重大事態に係る調査を行ったときは、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実についていじめを受けた子どもやその保護者に説明する。また、教育委員会は、調査結果を区長に報告する。これらの情報の提供に当たっては、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。

(6) 再調査

報告を受けた区長は、当該報告による重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

再調査については、区長の附属機関である東京都北区いじめ問題調査委員会(以下、「調査委員会」)が、区長の諮問に応じて行い、その結果を区長に報告する。

(所掌事項)

調査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- ・ 条例第17条第2項の規定による調査の結果についての調査に関すること。
- ・ その他区長が重大事態への対処等のため必要があると認める調査に関すること。

(組織)

調査委員会は、5人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、区長が任命する。

- ・ 弁護士
- ・ 医師
- ・ 学識経験者
- ・ 心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者

・その他区長が適当であると認める者
(委員の任期)

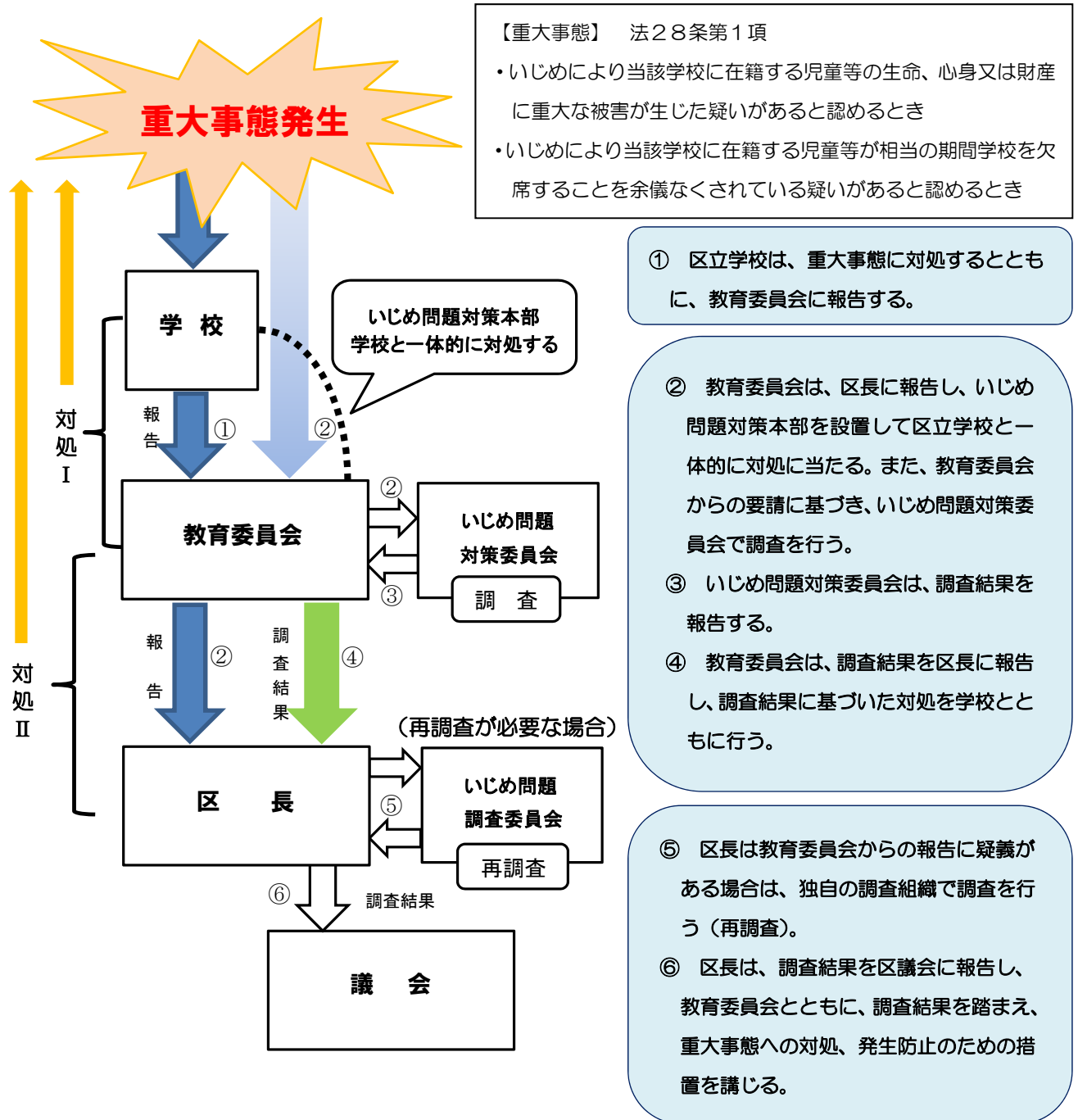
調査委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とし、委員は再任されることができる。

(7) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事やスクールカウンセラー等を派遣することにより、当該学校への重点的な支援を行う等、必要な措置を行う。

再調査を行ったときは、区長はその結果を議会に報告する。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する等の措置をする。

重大事態が発生した場合の流れ



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項



区は、基本方針の策定後においても、国の動向や社会情勢を勘案して、当該基本方針の見直しを検討し、必要があると認める時は、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

また、区は学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・援助を行う。